

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:住宅金融支援機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
不動産鑑定評価書作成依頼に係る業務委託	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年10月7日	株式会社コスモシステム 大阪府大阪市中央区高麗橋2-6-10	会計規程第25条第1項 本件は、融資先に返済懸念が生じたことから、緊急に必要となった不動産鑑定評価書作成依頼のための契約である。融資先の返済懸念に伴い、債権保全上、機構にとって有利な債権保全策となる他資産への追加担保設定の交渉を融資先と継続して進めるため、緊急に、現在の担保物件の担保価額及び損失見込額を算定し、追加担保額を確定する必要がある。追加担保を設定せず、融資先が破綻した場合、残債権額と担保価額との差額がそのまま機構の損失となり、財務上、大きな損害を被ることから、有利な債権保全策である追加担保設定のため、融資先との合意に基づく期限までに、緊急に不動産鑑定評価書を納品できる契約相手方と随意契約したものである。	3,622,500	157,500円/件 ほか	100.00%	-	本件は、融資先の破綻に伴う債権保全策のため、緊急に必要となった不動産鑑定評価書作成依頼のための契約である。融資先の破綻に伴い、債権保全上、緊急に現在の担保物件の担保価額及び損失見込額を算定し、追加担保額を確定する必要がある。追加担保を設定せず、融資先が破綻処理された場合、財務上大きな損害を被ることから、有利な債権保全策である追加担保設定のため、融資先との合意に基づく期限までに、緊急に不動産鑑定評価書を納品させることができる同社との随意契約によらざるを得ないものである。	13	
与信ポートフォリオ管理システム個人系信用リスク計測機能の見直しに係るシステム改修業務	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年10月11日	株式会社ティーjee アイ・フィナンシャル・ソリューションズ 東京都千代田区大手町1-3-1	政府調達規程第11条第2号 与信ポートフォリオ管理システムは、契約の相手方のソフトウェアを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものである。本システムは、同社が、契約書上、知的財産権を保有しているソフトウェアを使用していることにより第三者による変更ができないことから、改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。	37,730,000	37,212,000	98.63%	-	本システムは、同社のソフトウェアを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものであり、同社が、契約書上、知的財産権を保有しているソフトウェアを使用していることにより第三者による変更ができないことから、改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。	1	
ALMリスク分析システムのメンテナンス	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年10月12日	みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 東京都千代田区大手町1-1-3	会計規程第25条第1項 ALMリスク分析システムは、契約の相手方のソフトウェアを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムは、同社が、契約書上、知的財産権を保有しているソフトウェアを使用していることにより第三者による変更ができないことから、改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。	6,362,790	5,827,500	91.59%	-	本システムは、同社のソフトウェアを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものであり、同社が、契約書上、知的財産権を保有しているソフトウェアを使用していることにより第三者による変更ができないことから、改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年10月13日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	10,972,500	10,972,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16	平成23年10月24日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,482,000	1,482,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年11月14日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	10,356,900	10,356,900	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 麻生隆 宮城県仙台市青葉区片平1-3-18	平成23年11月14日	仙台法務局 宮城県仙台市青葉区春日町7-25	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,225,950	1,225,950	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 安齋俊彦 大阪府大阪市中央区南本町4-5-20	平成23年11月21日	大阪法務局 大阪府大阪市中央区谷町2-1-17	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,045,000	1,045,000	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年12月1日	前橋法務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,032,270	1,032,270	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年12月15日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	10,573,500	10,573,500	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	
文書管理システムの改修	契約担当役 遠藤順次 東京都文京区後楽1-4-10	平成23年12月16日	コクヨS&T株式会社 東京都港区港南1-8-35	会計規程第25条第1項 文書管理システムは、同社のソフトウェアを使用しており、使用許諾書上、第三者による変更が禁止されていることから、改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約したものである。	12,787,250	12,360,600	96.66%	-	本システムは、同社のソフトウェアを使用しており、使用許諾書上、第三者による変更が禁止されていることから、改修を実施することができるのは同社のみであるため、随意契約によらざるを得ないものである。	1	
登記事項証明書等交付手数料	契約担当役 池谷文雄 愛知県名古屋市中区新栄3-20-16	平成23年12月22日	名古屋法務局 愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、唯一の契約相手方である法務局と随意契約したものである。	1,407,900	1,407,900	100.00%	-	行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方との随意契約によらざるを得ないものである。	1	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

(※) 本表は、平成24年3月末時点の情報に基づき作成。